

○宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

平成21年 3月31日 告示第55号

改正

平成21年11月 4日 告示第149号

平成22年 3月 4日 告示第27号

平成22年 3月30日 告示第46号

平成23年 6月29日 告示第63号

平成24年 6月25日 告示第81号

平成26年12月26日 告示第85号

宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第240号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 高齢の重度障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 高齢重度障害者 宍粟市内に住所を有する65歳以上の者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢重度精神障害者」という。）

（2） 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

（3） 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（宍粟市の条

例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年(療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金 当該療養に要する費用の額から法の規定により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われなるときに限る。)をいう。

(高齢重度障害者医療費の支給)

第3条 市長は、高齢重度障害者の疾病(高齢重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について、法の規定による療養に対する給付又は支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金に相当する額から次の各号に定める額(以下「高齢重度障害者医療費の一部負担金」という。)を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給するものとする。ただし、高齢重度障害者医療費の一部負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を超えることができない。

- (1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。
- (2) 入院療養である場合 当該療養につき次に掲げる額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあつては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は同一の月に同一の保険医療機関等においては、2,400円(低所得者である場合には、1,600円)を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号に規定する当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

ウ 法第77条第3項に規定する当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、前項各号の適用について、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 3 第1項の高齢重度障害者医療費は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助

を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。

- 4 前項に定める者のほか、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた者の疾病又は負傷に係る高齢重度障害者医療費については支給しない。

(支給の制限)

第4条 前条の高齢重度障害者医療費の支給の対象となる者は、高齢重度障害者で、高齢重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに高齢重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその高齢重度障害者の生計を維持する者について療養のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が23万5千円未満である者とする。

(支給の申請)

第5条 高齢重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、医療費支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に法の給付の行われることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(支給方法の特例)

第6条 市長は、高齢重度障害者医療費の支給の対象となる者が県内の保険医療機関等に高齢重度障害者医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を提示して医療を受けた場合には、高齢重度障害者医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、高齢重度障害者医療費の支給があつたものとみなす。

(特例による高齢重度障害者医療費の支給手続き)

第7条 前条の規定する支給方法により高齢重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、高齢重度障害者医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第3号。以下「交付・更新申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 後期高齢者医療被保険者証
- (2) 障害の程度を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請により要件を満たしていると認めたときは、受給者証を交付するものとする。

- 3 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとする。ただし、精神障害者保健福祉手帳の有効期間が満了する場合等においては、この限りでない。

- 4 受給者証の更新を受けようとする者は、当該受給者証の有効期限までに、交付・更新申請書に第1項に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）について、交付・更新申請書に記載すべき事項を公簿等により確認し、受給者証の更新をすることが適当と認めるときは、前項の規定にかかわらず更新をすることができる。
- 6 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに当該受給者証を市長に返還しなければならない。
- 7 受給者は、受給者証を汚損又は紛失したときは、再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。
- 8 前項の申請には、その汚損した受給者証を添えなければならない。

（資格変更の届出）

第8条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに医療費受給資格変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- （1）氏名を変更したとき。
- （2）宍粟市内において住所を変更したとき。
- （3）後期高齢者医療被保険者証に変更が生じたとき。
- （4）障害の状況に変更が生じたとき。

（資格喪失の届出）

第9条 受給者であった者が、受給者に該当しなくなったときは、速やかに医療費受給資格喪失届（様式第6号。以下「資格喪失届」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、資格喪失届により、市長に届け出なければならない。

（受給者証の添付）

第10条 前2条の規定による届出には、受給者証を添えなければならない。

- 2 前項の場合において、受給者証を添えることができないときは、その理由を記載した申立書を提出しなければならない。

（一部負担金の免除）

第11条 市長は、次の各号のいずれかの事由に該当し、高齢重度障害者医療費の一部負担金を支払うことが困難になったと認める場合は、高齢重度障害者医療費の一部負担金を免除することができる。ただし、後期高齢者医療で減免が行われている場合は、減免が行われている範囲において高齢重度障害者医療費の一部負担金の免除を行わないものとする。

- （1）受給者の属する世帯の主たる生計維持者が、本人の意に反した失業（離職の前1年間に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条に規定する被保険者期間が6か月以上あった者又はこれと同様の状況にあった者が、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず職業に就けない状態をいう。）、廃業、休業その他これらに類する状態（以下「失業等」という。）により、事由発生後1年間の推計合計所得の12分の1の額が、生活保護法による保護の基準（昭

和38年厚生省告示第158号)に規定する別表第1第1章1(1)ア(ア)に規定する1級地-1の居宅の基準生活費の第1類及び第2類の合計額で加算額を含まない額(以下「基準生活費」という。)の1.35倍以下に減少し、かつ、受給者の属する世帯が次の要件のすべてを満たすとき。

ア 世帯全員に係る事由発生後1年間の収入の合計が一定額以下(世帯員1人のとき、100万円以下。世帯員が1人増えるごとに35万円を加算。ここにいう収入には、雇用保険給付、障害年金、遺族年金等の非課税所得、仕送り等すべての収入を含む。)であること。

イ 第4条第1項に規定する所得制限要件を満たす所得額に相当する収入額と同等以上の現金、預貯金を有していないこと。

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、受給者及びその扶養義務者等が、住宅、宅地又はその他の財産について大規模半壊以上の損害を受けたとき。

(3) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者が、災害等により死亡したとき、又は重度障害者となったとき。

(4) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者について、災害等により、事由発生後1年間の推計合計所得の12分の1の額が基準生活費の1.35倍以下に減少したとき。

(5) 受給者の属する世帯の主たる生計維持者について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、事由発生後1年間の推計合計所得の12分の1の額が基準生活費の1.35倍以下に減少したとき。

(6) 前4号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 高齢重度障害者医療費の一部負担金の免除を受けようとする者は、医療費一部負担金免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ、当該申請者に対し、前項各号に掲げる事由に該当することを明らかにすることができる書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の申請が第1項の規定に該当すると認めるときは、免除すべき事由の発生した日の属する月の初日から6か月を限度に高齢重度障害者医療費の一部負担金を免除するものとする。なお、同一の事由に基づく再度の免除は認められないものとする。

4 市長は、高齢重度障害者医療費の一部負担金の免除の決定を受けた者がその後の事情により免除に該当しなくなったときは、将来に向かって免除の決定を取り消すものとする。

(支給制限の特例)

第12条 市長は、失業等により現年の推計所得が減少し、その推計所得が第4条に規定する所得制限要件を満たすと認められる場合は、同条の規定にかかわらず、支給の対象とする(以下「支給制限の特例」という。)ことができる。

2 支給制限の特例の認定を受けようとする者は、支給申請書又は交付・更新申請書にその旨を記載しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ、当該申請者に対し前項に該当することを明らかにすることができる書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 市長は、前項の申請が第1項の規定に該当すると認めるときは、高齢重度障害者医療費を支給し、又は受給者証を交付するものとする。ただし、後期高齢者医療で減免が行われている場合は、受給者証を交付せず、高齢重度障害者医療費を支給するものとする。
- 4 前項の認定の期間は、失業等に該当する日の属する月の初日から6か月を超えない日までとする。なお、同一の事由に基づく再度の認定は、認められないものとする。
- 5 市長は、支給制限の特例の認定を受けた者がその後の事情により要件を満たさなくなったときは、将来に向かって認定を取り消すものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、高齢重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、第三者行為による傷病届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、高齢重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した高齢重度障害者医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(高齢重度障害者医療費の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により高齢重度障害者医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第16条 高齢重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)によりなされた処分、手続その他の行為については、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日前に受けた療養に係る高齢重度障害者医療費の支給については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(支給の特例)

- 4 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、旧要綱第3条に該当する者(新要綱第4条に該当する者を除く。以下「旧要綱該当者」という。)に対し、当該旧要綱該当者の疾病(高

齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金から次の各号に規定する額を控除した額を高齢重度障害者医療費として支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、この支給の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

(2) 入院療養である場合 当該療養につき次のアからウの額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第2項第1号に規定する当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

ウ 法第77条第3項に規定する当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額

5 前項第1号及び第2号は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を超えることができない。

6 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第4項第1号及び第2号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

7 第4項第1号及び第2号に定める額について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、これを免除することができるものとする。

(市町村民税の額の算定の特例)

8 平成24年7月1日から当分の間、第4条の規定による市町村民税の所得割の額の算定については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとし、地方税法等の一部を改正する法律による改正後の地方税法第314条の2第1項第11号の規定は適用しないものとする。

附 則(平成21年11月4日告示第149号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日以後に生じた同要綱第2条第4号に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金について適用する。

附 則(平成22年3月4日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に受けた医療に係る高齢重度障害者医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日前に発生した事由による高齢重度障害者医療費の一部負担金の免除については、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日告示第46号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日告示第63号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日告示第81号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に受けた医療に係る高齢重度障害者医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日告示第85号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に受けた医療に係る高齢重度障害者医療費の支給対象者については、改正後の宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第13条関係）